

うコンセプトで「神戸スウィーツ・コンソーシアム（略称KSC）」を開催しています。これは、一流の講師を迎え、パンやケーキ作りの講習会の模様をインターネットで全国の施設や作業所に配信し、チャレンジドが会場に足を運ぶことなく就労するための技術を学ぶというものです。

障害者基本法の改正

土障害者基本法が昨年7月に改正され、法の目的が「障害者の福祉の増進」から「互いに尊重しあって共生する社会の実現」になりました。この改正はチャレンジドが福祉の受け手ばかりではなく、自らが納税者となり主権者となることを意味しており、竹中さんはこの法改正にも深く関わっています。法改正で議論となった一つに教育がありました。どんな障害があってもきちんと教育が受けられ、チャレンジドが学校で一緒に学ぶということは、現在生じている就労時の障害を低くすることに繋がります。今や当たり前のように男女が同じ職場で働いていますが、これらが実現したのも1986年に男女雇用機会均等法が制定されてからのことです。男女雇用機会均等法も1997年の全面改正を経て2007年に再改正されています。女性が就労のチャンスを得たように、チャレンジドも大切な社会の担い手として、共に働けるようになることも竹中さんが目指す共生社会です。

ユニバーサル社会の実現に向けて

「私がコンピュータを使ってチャレンジドの就労を支援するの

は、単にIT技術者を育てるためじゃないし、世の中の人々は、チャレンジドに対して、この人たちの毒やなまあとこの憐れみの優しさを抱くのではなく、この人たちが何かできるように手伝わらなくては欲しい」と竹中さんは言います。竹中さんが目指す姿は、働く意欲のある人なら誰でも障害の有無に関係なく就労のチャンスを得ることができる社会です。このユニバーサル社会を実現するためには現在の社会制度や仕組み、循環型社会へ向けての税制の確立、チャレンジドに対する世間の認識、これら全てを変える必要があります。社会資本整備の面からもバリアフリー環境整備として、駅や道路、信号、建築物の整備を行い、人々が住みやすい町づくりが広がっています。

取材を終えて

日本での雇用形態は出社する、通勤するということが一般的ですが、チャレンジドではこの日常的な行為が驚くほど大きな壁となります。近年日本でもサマータイム、在宅勤務など様々な就労形態が現れました。これは、就労形態を考え直す良いチャンスではないでしょうか。

また、日本は未曾有の人口減少・少子高齢化時代に差し掛かりました。「子供やお年寄り、そしてチャレンジドも含めた、皆が元気に活動できる社会・地域をつくる」私たち技術者は、これまでの固定観念にとらわれず、どのような取り組み・行動をすべきなのかについて再考すべき時期を迎えているのではないかと思います。

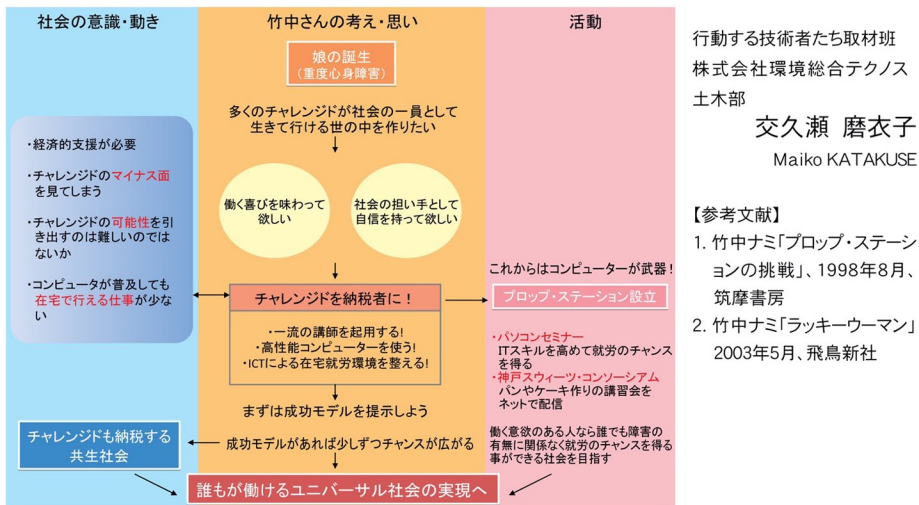


図-1 竹中氏の取り組み